

## 湖南広域行政組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和4年3月25日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

湖南広域行政組合監査委員 高田正司

### 1 定期監査

#### (1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	北消防署

#### (2) 監査の時期

令和4年2月24日（木）

#### (3) 監査の着眼点

主なリスクとして、公務災害、交通事故、不適切な契約、不適切な現金および準公金の取扱い、また、火災予防事務における行政処分等の不適切な手続き等が挙げられる。今回の定期監査では、各種団体にかかる事務のうち、準公金の管理と取扱い状況、さらに、消防機関の権限行使にあたる査察の執行計画から執行までのプロセスおよび執行管理を含む執行状況を着眼点として監査を実施した。

#### (4) 監査の評価項目（重点項目）

- ア 各種団体の事務取扱状況
- イ 業務マニュアル・事務処理フローの整備状況
- ウ 査察・違反是正にかかる事務

#### (5) 監査の結果

監査の評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、以下のとおり一部に改善を要する事項があると認められたので対応願いたい。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、監査当日口頭で指導し改善を求めた。

#### ア 指摘事項

- (ア) 職員管理について、特に業務の集中する時期などは適正かつ流動的な職務分担に努め、時間外勤務が特定の職員に集中しないように留意されたい。
- (イ) 業務マニュアル・事務処理フローの整備は重要であり、常に見直しをするとともに、必要と思われる事務等について未整備のものは早急に整備し、重要な事務については、個々の手続きについてフロー図等を作成し業務の遂行にあたられたい。
- (ウ) 各種団体の事務取扱は、準公金であるという認識のもと、リスクを伴う事務であることから、組合で「準公金取扱要領」を定めている。2つの各種団体について実査したところ、出納簿の記載や確認方法に一部不備が認められたので、適正な事務の取扱いに努められたい。
- (エ) 庁舎備え付けのAEDの点検について、毎日点検し記録されていたが、記録方法に不備が認められたので改善されたい。

#### イ その他

北消防署庁舎は、建設後約20年が経過しようとしているが、仮眠室が個室になっておらず種々不都合が生じている。組合庁舎の「公共施設等総合管理計画」において、改善が位置付けられるよう努力してください。